

## 文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について

河田重三

### 一 はじめに

本館で所蔵する河川台帳付図の中でも各河川に関する平面図は、同時代の地形図に比べて縮尺が大きく、しかも河川のみならず堤外地やその周辺部まで測量されている（口絵写真1：4参照）。旧河道の調査や河川周辺の微地形、河岸場、渡船場などの研究素材としても貴重な資料である。しかし、各平面図の評定図や凡例などは充分ではない。

そこで、本稿では荒川堤外地調査平面図（以下「本図」と呼ぶ。）について、先に報告した埼玉県管内荒川平面図と同様に、その評定図の作成を通して明らかにした事項を述べる。なお、本図は補修などを施し、地図閲覧室においてすべての図面が閲覧可能である。

### 二 荒川堤外地調査平面図の概要

本図は土木部河川課から移管されたもので、今回の作業で三二点が確認された（表1）。荒川に関する河川台帳付図の平面図の中では、明治三四（一九〇二）年二月着手の埼玉県管内荒川平面図五二点に

次ぐ点数である。

本図の作成は、着手が大正三（一九一四）年三月三〇日で、終了が同年九月三〇日である。図面と共に作成されたと考えられる台帳は本館には所蔵されておらず、また、作成に関する経緯についての直接の関係文書を見いだすことはできなかったが、大正七（一九一八）年に着手となる荒川上流改修計画に関する図面の一つではないかと推察できる。荒川は明治になってからも洪水を繰り返し、その度に大きな被害を出していた。岩淵地先からの荒川下流改修工事は明治四四年に着手されていたが、大正二年八月の暴風雨による大水害は荒川上流部の改修の早期着工を願う声を大きくし、同年一二月の臨時県議会では「荒川改修工事短期短縮ニ関スル件」を可決している。県会議長から内務大臣に宛てたこの意見書（<sup>注3</sup>）をみると、

「…故ニ荒川河身改修工事タル一期二期ノ区割ヲ止メラレ全川ニ涉リ其実測ヲ速カニシテ改修工事年期ヲ短縮シ我県下ノ為メ延テハ国家経済ノ為メ一日モ早ク之レガ完成ヲ期セラレンコトヲ切望ニ禁ヘザルナリ…」

表1

文書館所蔵「荒川堤外地調査平面図」一覧表

図面番号	登録番号	記載されている町村名	現在の市町村名
第1号	A1836	川口町 横曾根村	川口市
第2号	A1853	横曾根村 戸田村	川口市 戸田市
第3号	A1773	戸田村	戸田市
第4号	A1709	戸田村 笹目村	戸田市
第5号	A1765	笹目村 美谷本村 白子村	戸田市 和光市
第6号	A1784	美谷本村 白子村 新倉村 内間木村	戸田市 和光市 朝霞市
第7号	A1768	美谷本村 内間木村	戸田市 朝霞市
第8号	A1785	膝折村 内間木村	朝霞市
第9号	A1756	美谷本村 土合村 内間木村 宗岡村	浦和市 戸田市 朝霞市 志木市
第10号	A1787	土合村 大久保村 宗岡村 南畑村	浦和市 志木市 富士見市
第11号	A1788	大久保村 宗岡村 南畑村	浦和市 志木市 富士見市
第12号	A1789	大久保村 馬宮村 南畑村	浦和市 大宮市 富士見市
第13号	A1786	馬宮村 南古谷村 古谷村	大宮市 川越市
第14号	A1763	馬宮村 古谷村	大宮市 川越市
第15号	A1753	馬宮村 古谷村 植木村	大宮市 川越市
第16号	A1752	指扇村 古谷村 植木村	大宮市 川越市
第17号	A1758	平方村 植木村 出丸村	上尾市 川越市 川島町
第18号	A1762	平方村 大石村 川田谷村 出丸村	上尾市 桶川市 川島町
第19号	A1757	大石村 川田谷村 出丸村 八ッ保村	上尾市 桶川市 川島町
第20号	A1754	川田谷村 八ッ保村	桶川市 川島町
第21号	A1764	川田谷村 石戸村 八ッ保村 小見野村	桶川市 北本市 川島町
第22号	A1755	石戸村 小見野村 東吉見村	北本市 川島町 吉見町
第23号	A1782	石戸村 東吉見村	北本市 吉見町
第24号	A1766	馬室村 東吉見村 北吉見村	鴻巣市 吉見町
第25号	A1781	馬室村 田間宮村 小谷村 北吉見村	鴻巣市 吹上町 吉見町
第26号	A1790	田間宮村 小谷村 北吉見村	鴻巣市 吹上町 吉見町
第27号	A1759	小谷村 吹上村 北吉見村 吉見村	吹上町 吉見町 大里村
第28号	A1783	吹上村 久下村 太井村 吉見村 市田村	吹上町 熊谷市 大里村
第29号	A1767	久下村 吉見村 市田村	熊谷市 大里村
第30号	A1760	久下村 佐谷田村 市田村	熊谷市 大里村
第31号	A1761	佐谷田村 熊谷町 市田村 吉岡村	熊谷市 大里村

とあり、荒川全川の測量を促している。こうした動きの中で本図は作成されたものと思われる。

図面の形状は約150cm×約300cmで、縦長の図郭が一点、横長が二〇点である(図1の1と図1の6参照。本分中の図面番号は表1及び図1の1と図1の6に対応する)。縮尺は二二〇〇分の一で、真北を上とし、記載範囲は概ね河川及び堤外地である。これらの事項は明治二十九年内務省令第一三三号「河川台帳二関スル細則」(以下「細則」と呼ぶ。)に順じているが、切図に関しては異なっている。すなわち、細則第二条には切図の大きさを「輪郭ハ縦一尺二寸横一尺八寸トス」とあるが、本図では縦横とも一尺四寸の図郭を基本とし、図郭線を引かずに交点のみを記している。従って、図1の1と1の6には図郭については省略してある。本図三十一点が記載する区間を、細則に沿って作成された埼玉県管内荒川平面図と比べてみると、後者は五十点を要している。また、埼玉県管内荒川平面図は着手から終了まで四年二か月を要しているのに対し、本図は先に述べたように六か月で完成させている。これは、荒川改修工事着手を熱望する状況下にあつての測量のため早急に作成される必要があつたものであり、そのために細則に順じながらも図郭を変更して図面数を少なくしたものと推察できる。さらに、本図の三角点の位置については埼玉県管内荒川平面図と同一であることから、前回の測量成果を生かして作成期間を短縮したのではないかと考えられる。

### 三 平面図の記号

河川台帳付図に使用される記号については、細則にはなく、また、記号に関する凡例を行政文書にもみることができなかった。そこで、明治十年代に作成された二万分の一迅速測図の迅速図式(以下「迅速測図」と呼ぶ。)と明治四十二年式地形図図式(以下「地形図」と呼ぶ。)及び大正一〇年の道路台帳凡例(以下「道路台帳」と呼ぶ。)とを参考にして本図の記号を明らかにする作業を進めた。以下明らかなつた事項について表2にしたがつて記す。

- ①三角点 基準点である三角点は、迅速測図及び地形図の三角点の位置とは異なり、独自の位置にある。しかし、先にも述べたように埼玉県管内荒川平面図の位置とは一致している。各三角点に関する詳細な記録は台帳に記載されていたと思われる。なお、三角点以外の基準点にあたるもの(水準点、水面標高等)は図面になつた。
- ②山丘 荒川左岸川田谷村(第一九号)等の傾斜の急な場所には、山丘を示す記号として茶色の段彩が施してある(口絵写真6参照)。山丘の記号は道路台帳にみることができ、本図にも標高を示す数値が記載されていないため、等高線のような基準が段彩についてあるかどうかは明らかでない。
- ③砂礫地 砂礫地の記号は、蛇行河道にできる交互砂礫堆(第六号)や網状河道の複列砂礫堆(第三〇号)にみられる。特徴として、流路に接する岸辺に小さな円を並べて描き、内部になるに従つてそ

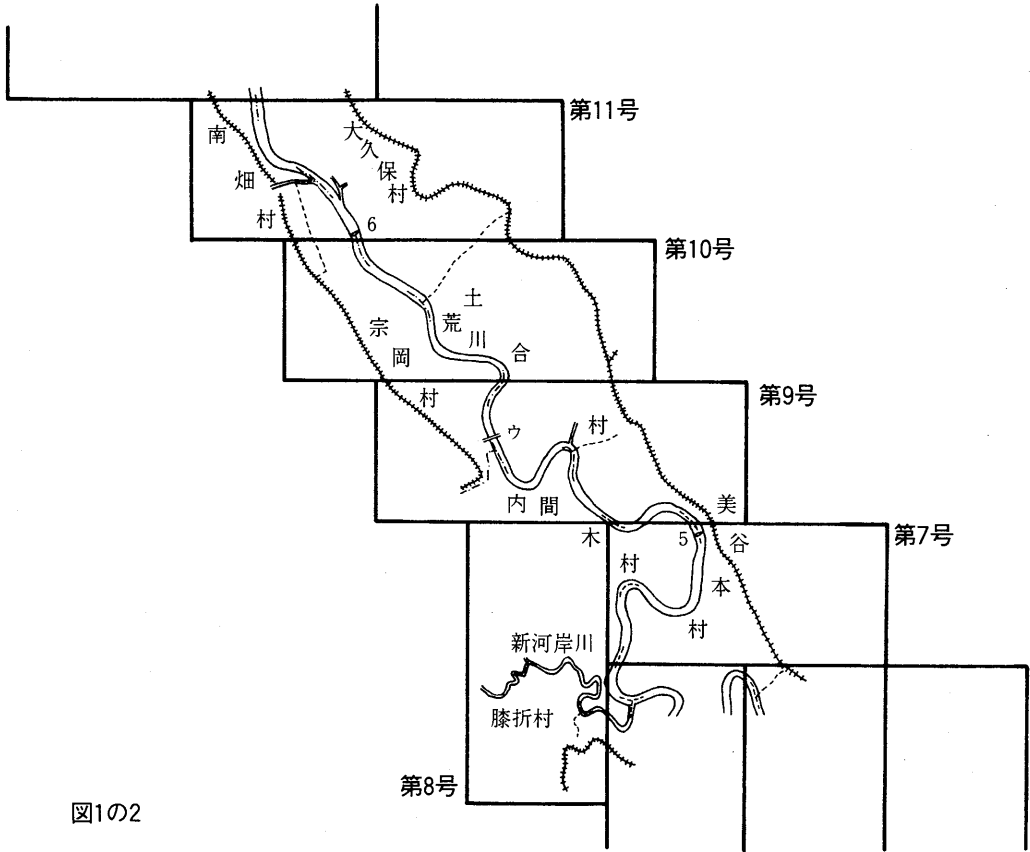


図1の2

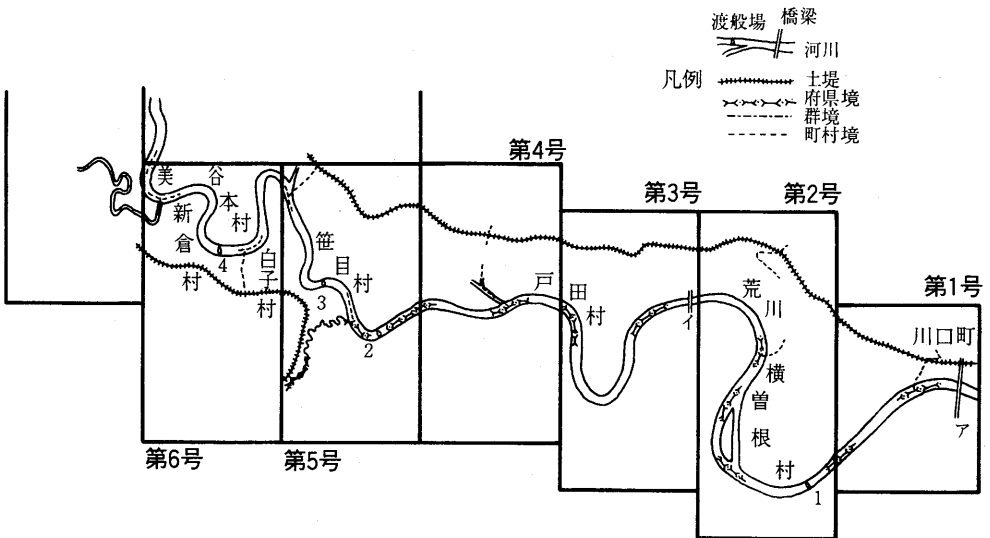


図1の1 「荒川堤外地調査平面図」 評定図

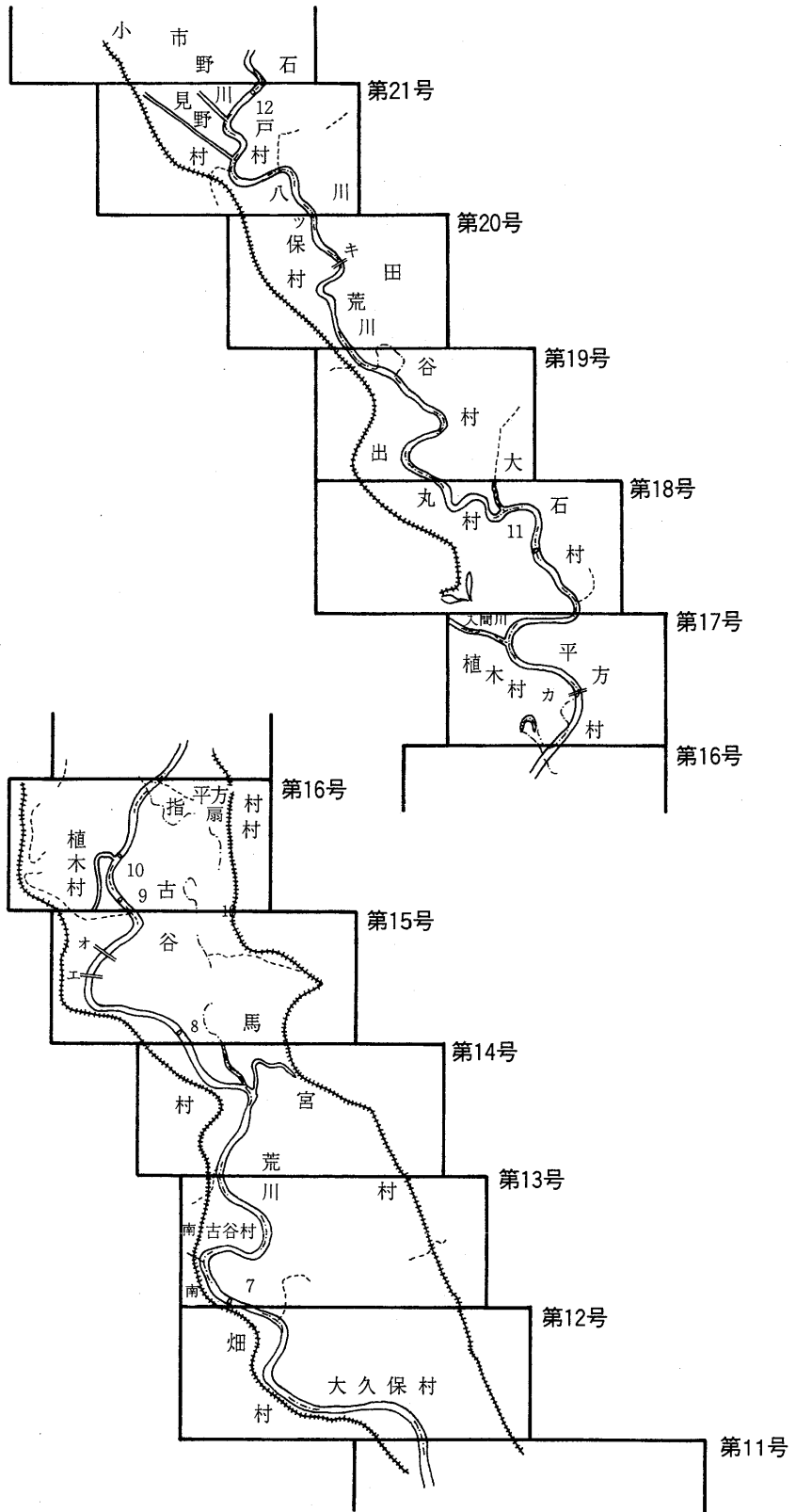


図1の4

図1の3

文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について

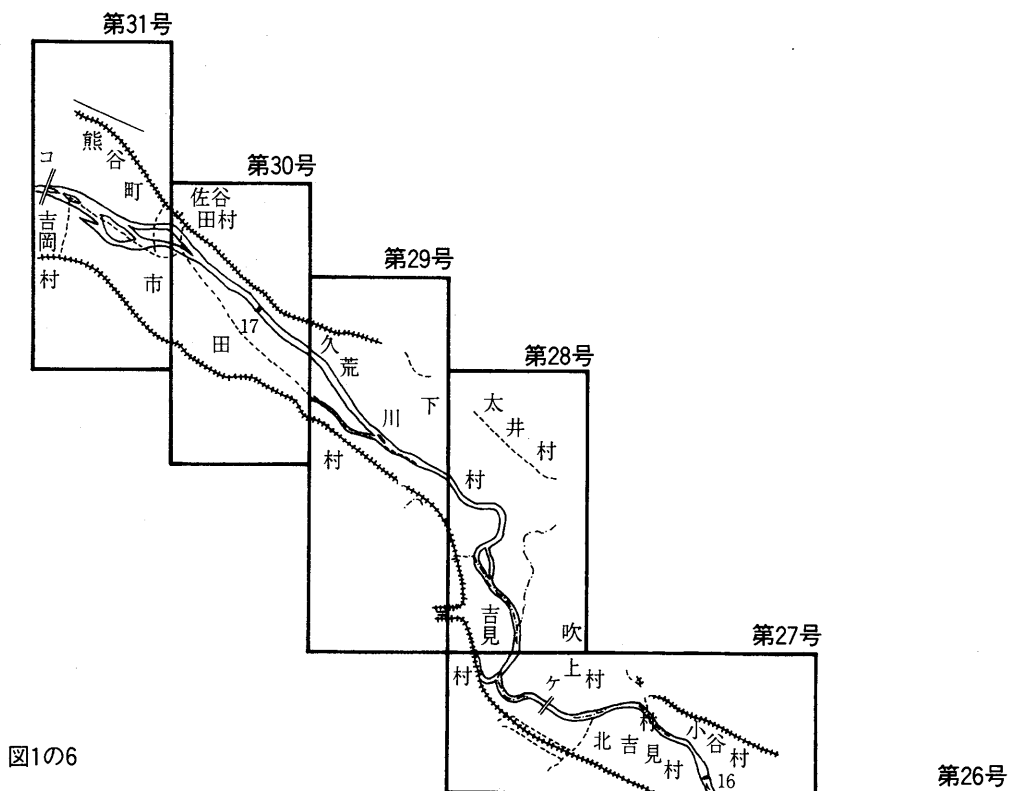


図1の6

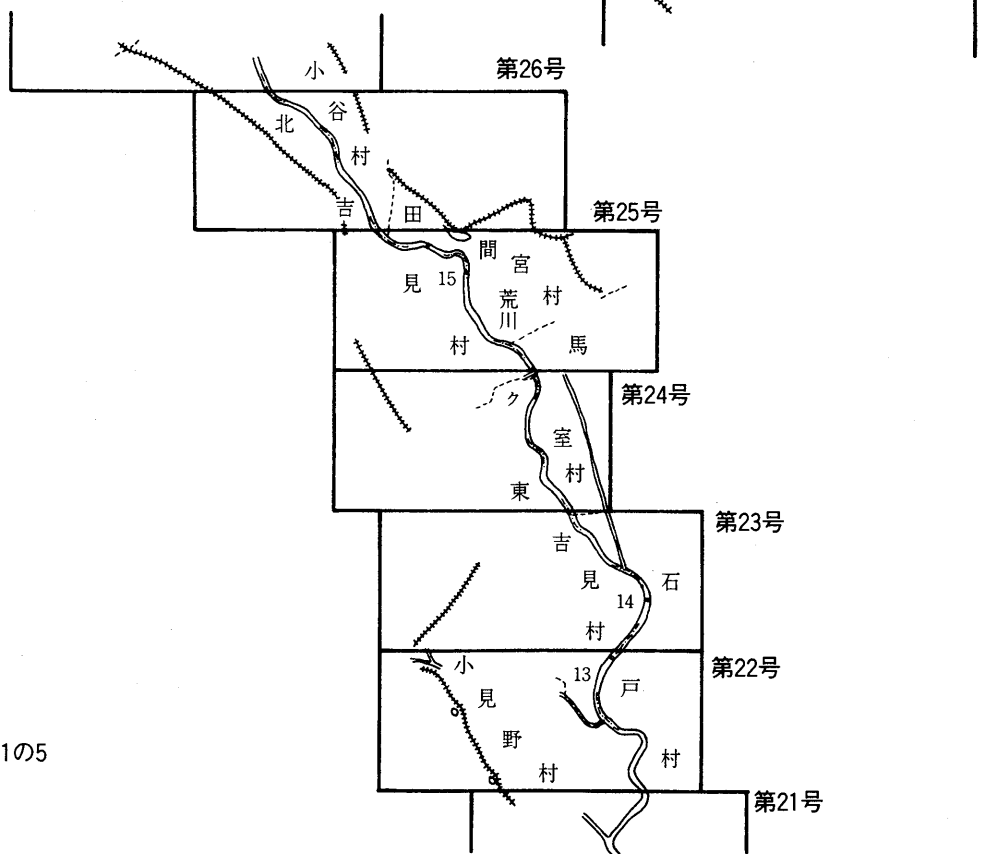


図1の5

表2

荒川堤外地調査平面図記号凡例及び迅速測図、地形図記号対応表

	荒川堤外地調査平面図	2万分の1迅速測図	明治42年式2万5千分の1地形図		荒川堤外地調査平面図	2万分の1迅速測図	明治42年式2万5千分の1地形図
三角点		 大三角		家屋			 小 大
山丘			 水平曲線	神社			
砂礫地			 砂地	仏閣			
湿地				煉瓦場	 煉瓦工場		
土堤		 堤塘		独立樹	 針葉 広葉		 鍼葉 濶葉
河川				墓			
潮入川	 下流		 下流	水田			
沼				畑			(記号を 定めず)
道路		国道 県道 里道 村道	国道 県道 里道 村道	桑畑			
鉄橋				茶畑			
木橋				竹林	 竹叢		
鉄道		 (二軌)	 (二線以上)	篠地	 篠叢		
渡船場				荒地	 荒蕪地		
水制		 石激		境界	府県境 郡境 町村境 大字境	県境 郡境	府県境 郡市境 町村境

文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について

の円が小さくなることがあげられる。

④湿地 湿地の記号は迅速測図と類似している。迅速測図の場合は一色刷りであるが、本図の場合には後で述べる荒地の記号と区別できるように水色で彩色している。

⑤土堤 迅速測図と地形図では同じ記号であるが、本図では独自の記号である。法肩及び堤防敷の境界を黒線で表し、天端は彩色せず、法面を茶色で彩色している。なお本図には、不連続の畑囲の土堤が右岸では第一号畑囲から第三号畑囲まで、左岸では第一号畑囲から第三号畑囲まで記載されている。

⑥河川 本図では水涯線は黒線で描かれ、護岸の形状が異なる場合はその形状により表されている。流水部分は地形図では流水水線で表されているが、本図では水色に彩色されている。これは、水路を表す場合も同様である。

⑦潮入川 潮入川の記号は迅速測図にはない。荒川の潮入については秋ヶ瀬堰直下までであると報告<sup>(注)</sup>されているが、本図では第一号から第六号の新河岸川合流地点までの荒川本流部分にこの記号(流水方向を示す長い矢印と上流方向への短い矢印)がある。なお、新河岸川との合流地点から上流には流水方向を示す矢印のみが記されている。

⑧沼 水涯線は黒で表し、水面部分は水色で彩色してある。さらに、第二二号の鳥羽井沼のように比較的面積の広い沼には名称を記している。

文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について

⑨道路 迅速測図や地形図では国道、県道、里道、村道と記号を変えているが、本図では一種類で、道路部分には薄茶色に彩色している。また、第三号の戸田橋を通る中山道の道路名は記載されていないが、他の荒川に架かる橋梁に係わる主な道路については名称が記されている特徴がある。名称が記されている道路と図面番号は以下の通りである。「浦和所沢道」第九号、「大宮志木道」第一一号、「大宮川越道」第一五号、「上尾川越道」第一七号、「桶川川越道」第二〇号、「鴻巣松山道」第二四号、「吹上松山道」第二七号。

⑩鉄橋 本図における鉄橋は東北本線の荒川橋梁である。しかし、東北本線については鉄道路線名が記載されていないように橋梁の名称もない。なお、この鉄橋の記号は、道路台帳でも使われている。しかし、本図で鴻巣松山道に架かる御成橋に同様の記号が使われていることについては解明できなかった。

⑪木橋 木橋の記号は迅速測図や地形図と同じであるが、道路に施されている茶色の彩色はなく、橋の名称が記されている。本図では戸田橋、開平橋、上江橋、太郎右エ門橋、小八ツ林渡<sup>(注)</sup>、荒川大橋が木橋の記号である(表3・口絵写真2参照)。しかし、行政文書大一一九によると太郎右エ門橋は板橋となつている。さらに、本図では秋ヶ瀬橋が道路台帳でいう板橋の記号で描かれている。したがって、木橋と板橋の記号上の規定を明らかにできなかった。

⑫鉄道 本図では鉄道の記号を三か所のみでみることが出来る。すなわち、第一号における東北本線、第一五号の川越電気鉄道(口絵写真



表 3

「荒川堤外地調査平面図」に記載されている渡船場・橋梁

記号	渡 船 場	図面番号	記号	渡 船 場	図面番号	記号	橋 梁	図面番号
1	浮間渡船場	第 2 号	11	畔吉渡船場	第18号	ア	東北本線荒川橋梁	第 1 号
2	早瀬渡船場	第 5 号	12	石戸渡船場	第21号	イ	戸田橋	第 3 号
3	芝宮渡船場	第 5 号	13	新井河岸渡船場	第22号	ウ	秋ヶ瀬橋	第 9 号
4	大野渡船場	第 6 号	14	高尾渡船場	第23号	エ	上江橋	第15号
5	道満渡船場	第 7 号	15	糠田渡船場	第25号	オ	川越電気鉄道荒川橋梁	第15号
6	羽根倉渡船場	第11号	16	五反田渡船場	第27号	カ	開平橋	第17号
7	飯田渡船場	第13号	17	金兵衛渡船場	第30号	キ	太郎右エ門橋	第20号
8	千住堂渡船場	第15号				ク	御成橋	第24号
9	蔵根渡船場	第16号				ケ	小八ツ林渡船場	第27号
10	老袋渡船場	第16号				コ	荒川大橋	第31号

文書館所蔵の「荒川堤外地調査平面図」について

※ 各記号は評定図（図1の1～1の6）に対応する。

※ ケは「小八ツ林渡船場」の名称で、橋梁の記号が描かれている。

3 参照)、そして第三二号の高崎線及び上武鉄道である。いずれも、一軌につき二本の青線で描いている。鉄道路線名は川越電気鉄道のみに記載されている。

⑬ 渡船場 河川中央に舟型の記号を右岸又は左岸に向けて記し、破線でその航路を表している。渡船場の名称が記載されており、本図では、浮間渡場から金兵衛渡船場まで一七の渡船場が確認できた(表 3・口絵写真 5 参照)。

⑭ 水制 川岸から川身への護岸杭である。小さな円を二列描いている。護岸杭以外の記号もみられたが、その構造などは明らかにできなかった。

⑮ 家屋 家屋を上空から垂直に見下ろした時の形状で描いている。影の付け方は地形図と同様である。また、二階建ての家屋はその部分に斜線を引いて表している。第一五号の古谷小学校の校舎の記号(口絵写真 2 参照)と行政文書(注)に添付された校舎の図面とを比較したところ、行政文書で二階建ての部分の本図では斜線で表してあったことから明らかになった。

⑯ 神社 神社の記号は、鳥居の形状から記号化したものと思われる。しかし、迅速測図や地形図と異なることは、神社の建物を家屋記号で描き、鳥居のある場所に記号を参道に対してほぼ直角に描いていることである。なお、神社名は必ず記載してある。

⑰ 仏閣 梵字の「万」を表す卍を使用している。寺院の建物を家屋記号で描き、その家屋記号の中に記号を描き入れている。その際、

記号は凶郭下辺に対して垂直に描かれている。また、神社と同様に仏閣名は必ず記載されている。

⑱煉瓦工場 本図には製造所(工場)の記号はない。煉瓦工場の場合は、家屋記号と共に「煉瓦工場」と注記している。第四号の戸田村新曾の煉瓦工場は、五万分の一地形図「東京西北部」(大正四年鉄補)にも記載されている。

⑲独立樹 大別すると針葉樹と広葉樹に分けることができる。針葉樹については一種類であるが、広葉樹は大きさの異なる三種類の記号がある。図三一号の熊谷桜堤の桜樹には、二番目の大きさの記号を用いている。

⑳墓 ある程度広い墓地には墓の記号を複数描いている。本図における墓の記号は地形図での記念碑の記号に似ている。第三一号の熊谷大橋の北端には墓の記号と類似した記号が一つ描かれており、五万分の一地形図「熊谷」(大正二年改版)の同所の記念碑記号と一致するが、記念碑を確認することはできなかった。

㉑水田 地類に関する水田、畑、桑畑、茶畑、竹林、篠地、荒地の記号については、迅速測図や地形図の凶面に記載されている土地利用と照合した。水田の記号は、他の地類の記号に比べて独自色が強い。なお、地類の境界は細線で表している。

㉒畑 畑は二重の破線を使って表しており、迅速測図に似ている。したがって、二重の破線が畔を表しているものではないことに注意しなければならない。

㉓桑畑 桑畑の記号は、迅速測図と同じである。ただし、記号の配列は等間隔ではない。

㉔茶畑 茶畑の記号も迅速測図と同じで、やはり、記号の配列は等間隔ではない。なお、本図では畦畔にこの記号が多い。

㉕竹林 竹林の記号は迅速測図の竹叢と同じで、竹の葉を模した記号となっている。

㉖篠地 篠地の記号は迅速測図の篠叢の記号とほぼ同じである。

㉗荒地 荒地の記号も、やはり迅速測図の荒蕪地の記号とほぼ同じである。

㉘境界 本図では、府県界、郡界、町村界、大字界の四種類の境界の記号があり、府県名、郡名、町村名、大字名が記載されている。

#### 四 おわりに

本稿では、荒川堤外地調査平面図の評定図と一覧表を作成する作業を通して明らかになったことを述べたが、本図の特徴をまとめると次のとおりである。

①大正三年時点での荒川堤外地の測量記録で、荒川上流改修工事直前の河川や堤外地の様子を表している。

②川口の東北本線荒川橋梁直下から熊谷の荒川大橋先までの区間を、三一枚の平面図で表している。

③作成にあたっては、「河川台帳ニ関スル細則」に概ね順じているが、凶郭は独自のものである。また、作成期間短縮のために前回の調査

を基にしていることが伺われる。

④使われている記号は概ね迅速図式に類似しているが、河川や橋梁に関する記号には独自のものが多し。

⑤道路名、神社仏閣名、地名など詳しく記載されている。

⑥境界については府県界から大字界まで記載されている。

河川台帳付図は、堤外地に関する地図では地形図などと比べて最も詳細なものといえる。評定図や一覧表を利用することで本図の検索が容易になり、また、記号の凡例の利用によって堤外地の土地利用などの復元が可能になると考えられる。今後、河川台帳付図を利用した種々の研究の一助になれば幸いである。

注1 「文書館紀要」第8号 一九九五 埼玉県立文書館 所集拙著

「文書館所蔵の『埼玉県管内荒川平面図』について」

注2 評定図を作成するにあたり次の五万分の一地形図を参考にした。

「東京西北部」一 大正四年鉄補 大正八年一月三〇日発行

「大宮」二 大正三年鉄補 大正五年一〇月三〇日発行

「川越」三 大正四年鉄補 大正五年一〇月三〇日発行

「鴻巣(旧幸手)」一 明治四〇年測図 明治四二年八月三〇日発行

「熊谷」二 明治四五年部修 大正二年一月三〇日発行

注3 「荒川 人文Ⅱ」一九八八 埼玉県 P一九一—二〇

注4 迅速図式と地形図図式については、「地図記号のうつりかわり—地形図図式記号の変遷—」(一九九四 日本地図センター)を参考にした。

注5 埼玉県行政文書大一一八五—一三九「大正一〇年七月四日 道路台帳調製内規制定ノ件」

注6 「荒川 自然」一九八七 埼玉県 P三六一—

注7 埼玉県行政文書大一一一九 地理部統計 「統計材料調査ノ件 土木局長へ回答ノ件一括」によると、この木橋は大正四年二月一日に賃銭橋の許可がおりており、本図では渡船場の名称が記載されていたのでその名称をとった。

注8 埼玉県行政文書明三二五〇—一四一 明治三二年一月一二日 「古谷村古谷尋常高等小学校増築期限及び費用支弁方法許可」